

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
(春闘の情勢特集号) 2026年1月13日 NO. 771

2026春闘で、大幅賃上げを勝ち取ろう 物価の上昇を上回る賃金の引き上げを

「失われた30年」1990年代のバブル崩壊後の日本経済は、長期の景気低迷を続けました。「緩やかなデフレ」となり、企業の売り上げが伸びず、賃金が上がらず、消費も振るいませんでした。安倍政権は、「物価の上昇率2%」の目標を掲げ、日本銀行は「異次元の金融緩和」を始めましたが、デフレ脱却はできませんでした。

2022年のロシアによるウクライナ侵略が始まると、資源高などによって世界の物価が上昇しました。日本でも、円安の影響もあって食料品などの物価が上昇しています。

全国消費者物価指数は、2025年11月分で、2020年を100として113.2で前年同月比2.9%の上昇。物価の影響を考慮した「実質賃金」は、前年同月比で2.8%の減少で、11か月連続のマイナスとなりました。「名目賃金」は、増加しているものの、物価がそれ以上に高騰しているため、一般の労働者の生活は苦しいままです。

「実質賃金」をプラス基調に引き上げ 「労働配分率」の引き上げ 「経済の好循環」を

高市政権の発足後、株価が急騰しています。2024年の統計によると、全産業の経常利益は前年度比7.5%増の約114兆円。企業の利益の蓄積を示す2024年度末の「内部留保」も前年度比6.1%増の約637兆円。いずれも過去最大となっています。

企業の稼いだお金が、労働者の賃金に回っていません。利益などのうち、人件費に回る割合を示す「労働配分率」は、2024年度に53.9%となり、1973年度以降51年ぶりの低水準でした。「経済の好循環」とはなっていません。

「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み 「5%以上」の引き上げ実現を

「賃上げがあたりまえの社会の実現にむけ、全力で賃上げに取り組み、社会全体への波及をめざす。すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、全体の賃上げの目安は、賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上とし、その実現にこだわる。中小労組などは、この間の賃上げ結果や賃金水準を点検し、格差是正分を積極的に要求する。」（連合方針）

民間労働者の闘いが、人事院勧告等にも反映

2025春闘は、2024春闘の結果を0.15%上回る5.25%の引き上げでした。2025人事院勧告は、例月給3.62%、一時金0.05月引き上げるものでした。4年連続で月例給・一時金が引き上げられ、改定率も34年ぶりに3%を超みました。

民間労働者の闘いが、自治体労働者の賃金引上げに、人事院・人事委員会勧告をつうじて大きく影響します。春季の闘いを、官民労働者が共に闘うことが重要です。

原発事故を起こした東京電力が、柏崎刈羽原発を再稼働へ 「地元の同意」が得られた？

新潟県の花角知事は、昨年11月に東京電力柏崎刈羽原発の再稼働を容認することを表明し、12月23日には経済産業省の赤沢大臣、原子力規制庁の金子長官、さらには高市首相とも面会し、再稼働を了承すると伝えました。これによって、1月20日には再稼働を、2月26日に営業運転を開始する予定だといいます。「地元の同意」は、県議会での議決だといいます。

東京電力は、福島第一原発事故を起こした会社。原発を動かす適格性があるのか問題です。事故後の廃炉という重い役割を担う（莫大なお金と時間、技術的にも困難を抱えている）会社が、原発の運転まで担うことには、疑問視されています。県民意識調査でも、

「再稼働の条件が現状で整っている」と思わない人が6割、「東電が柏崎刈羽を運転するのは心配」も7割いました。

原発立地の自治体には、経済的な見返りとして「交付金」が支払われます。潤沢な原発マネーが入ってくる立地自治体、それ以外との分断。電源供給地と大消費地である首都圏との意識の乖離。地球の温暖化が進み、夏のエアコン使用は欠かせません。電力の安定供給は重要事項です。再生可能エネルギーの拡大も、欠かせません。

アメリカのベネズエラ侵攻 国連憲章・国際法を無視した「力による現状変更」を許すな

アメリカ軍が、ベネズエラを急襲し、マドゥロ大統領を拘束し、アメリカに連れ去りました。現在、アメリカで裁判にかけられています。罪名は、麻薬テロ共謀、コカイン輸入共謀、機関銃や破壊装置の所持、その所持の共謀の4つの罪だといいます。

マドゥロ大統領は、特権層の腐敗と経済の不振で国民は困窮、野党やその支持者に対する苛烈な迫害や人権侵害。人口の4分の1にあたる約800万人が国外に逃れたという。

しかし、いかに独裁政権といえども、アメリカによる力ずくの政権転覆が、正当化されるわけでもありません。国連憲章は、国家主権と武力不行使を国際秩序の基礎としています。例外は、自衛権の行使が、安保理決議に基づく行動に限られます。

今回の侵攻、軍事力の行使は、国連憲章・国際法に違反しています。アメリカの憲法が定める議会の関与や承認の手続きも経ず、国内法にも違反しています。

賛否両論 EU各国とロシア・中国、中南米の主要国との主張の違いが鮮明に

ロシア、中国の批判、EU各国の抑制。立場の違いが、鮮明となっています。アメリカ国内の世論も伯仲しているといいます。反対派は、戦争犯罪、国際法違反、石油などの資源を奪うための軍事行動だなどと主張。賛成派は、食べ物もなく、飢えに苦しんだ状況を訴え、マドゥロ大統領が排除されたことを歓迎しています。

アメリカの「力による現状変更」を認めてしまえば、ロシアによるウクライナ侵略を批判できなくなります。東アジアの台湾海峡の緊張も、批判できません。ベネズエラのことは、ベネズエラ国民の意思によって決定するべきで、アメリカの介入は許されません。マドゥロ政権の強権政治は批判されるべきですが、だからといって軍事行動を強行することは許されません。まるで、19世紀の帝国主義・植民地支配の時代に戻ったようです。